

女性活躍推進法

～女性の職業生活における活躍の推進に関する法律～

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性活躍推進法」が平成28年4月1日から施行されています。

今回はその法律の概要を紹介します。

カンチガイ



※外見や性別で決めつけるのはよくないことだね。

－女性活躍推進法の目的－

自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供およびその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し本人の意思が尊重されるべきこと

－事業主行動計画の策定等－

女性活躍推進法により、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられました。(300人以下の民間企業等は努力義務)

国は、優れた取り組みを行う一般事業主の認定を行っています。認定された企業は、認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができます。また「公共調達における加点評価」と「日本政策金融公庫による低利融資」の対象になります。県では3社が認定されています。

問合せ：市民協働推進課 平和・男女共同係 ☎893-4411 内線421



学び、ふれあい、感じる実践の場

めぶき★ふくふく情報

第6回ふくふく講座

「相談員のセルフケア

～二次受傷・バーンアウト対策を考える～

相談員や支援者は社会的要請が強まる一方で慢性的な人員不足、雇用の不安定、精神的な負担、解決困難な根深い悩み、時には自分では全く理解できない悩みや人の心と直面するという困難を抱えています。相談員・支援員にとって業務にあたるうえで求められる事や大切な事は何か、また注意しなければいけない事等を学び、セルフケアに役立てスキルアップにつながるよう学びます。

講師 竹下小夜子(さよウイメンズ・メンタルクリニック院長)

日時 10/9(火) 14:00～16:00 会場 ふくふく講堂

対象 相談業務に携わる相談員や支援者、関心のある方

申込受付開始日 9/10(月)

申込み・問合せ：男女共同参画支援センター ふくふく

宜野湾市志真志1-15-22

☎896-1616(平日10:00～17:00)

第7回ふくふく講座

「3さいからの親子で学ぶ性教育

～大切な私のところからだ～

子育てに奮闘するお父さん、お母さん。好奇心いっぱいのこども達から突然、性に関する質問を投げかけられたら答えてあげられますか？性教育はいつから必要？何をどう伝えればいいの？そんな疑問もあると思います。性を正しく学ぶことは自分を大切に思う気持ち、自尊心が生まれ、また性被害から自分を守ることもつながります。大切な性のことをお子さんと一緒に学びましょう。

※最初の30分はこども向けのお話でおとなは後ろで参観。その後こどもは託児室に入り、残り90分はおとなだけでお話を聞きます。

講師 徳永桂子(性教育ファシリテーター・思春期保健相談士)

日時 10/27(土) 10:00～12:00 会場 ふくふく講堂

対象 3歳～8歳のお子さんのいる親子・関心のある方

定員 親子30組(先着順) ※おとなのみの参加も可

申込受付開始日 9/25(火)